

とちぎ次世代スマート農業推進センターWEBサイト制作業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する「とちぎ次世代スマート農業推進センターWEBサイト制作業務（以下「本業務」という。）」を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定める。

1 業務名

とちぎ次世代スマート農業推進センターWEBサイト制作業務

2 業務の目的

県では、スマート農業の更なる普及拡大やスマート農業技術を効果的に活用できる人材育成に向け、土地利用型農業を中心に、技術や機械について総合的に学び、相談し、体験できるワンストップ拠点「とちぎ次世代スマート農業推進センター（仮称。以下「センター」という。）」の設置を検討しており、本業務では、センターの窓口機能のほか、新技術や体験イベントの紹介等の様々な情報発信機能を有するWEBサイトの制作を行うこととする。

3 業務範囲

「とちぎ次世代スマート農業推進センターWEBサイト」（以下「サイト」とする。）制作及び、それに付随する以下の業務を行うものである。

また、乙は、本業務の実施に当たり、甲と定期的な打ち合わせ（原則、甲の所在地において対面で行うものとし、内容によりオンラインでの実施も可）を行うものとする。

なお、実施時期及び回数は、甲乙で調整の上、業務計画書において定めるものとし、甲乙の求めに応じて臨時に行うことも可とする。

打ち合わせ実施後、速やかに議事録を作成し、甲に提出すること。

ア WEBサイトの構築、運用

イ CMS の構築

ウ SEO 対策の実施

エ その他本業務を実施するために必要な事項

4 事業費

4,232,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲内

5 委託期間及びサイトの公開時期

(1) 業務委託契約期間

契約締結日から令和9（2027）年3月31日（水）まで

(2) 新サイトの公開時期

令和9（2027）年3月

6 サイトの設計

サイト設計案の作成にあたっては、次の事項に留意して作成すること。

ア サイトの設計は、甲が指定する「サイトマップ(案)」をベースとし、各種コンテンツやページ等を作成すること。

イ アのほか、作成した方が良いページ等があれば提案すること。

ウ サイトの制作に当たっては、閲覧者が分かりやすく快適に情報を入手できるよう、整理されたレイアウトとすること。

また、甲が提供するもののほか、独自のイラストや写真を使用し、ビジュアルで分かりやすいものとする。

エ 各コンテンツを表示するフォーマットは統一性を持たせるとともに、サイドバーやサイト内の検索機能を設けるなどの工夫をし、閲覧者がコンテンツを探しやすい、たどり着きやすい構造とすること。

オ 記載は、難しい言葉を言い換える等、閲覧者に配慮した分かりやすい、やさしい日本語を基本とすること。

カ その他、サイトの設計に当たっては、甲乙で調整の上決定する。

【サイトマップ (案)】



7 システム要件

(1) 構築に関する基本要件

ア 開発要件

受託者において開発環境を用意すること。

なお、開発に係る内容の詳細については甲乙で調整の上決定する。

イ ドメイン

新サイトは、pref.tochigi.lg.jp をトップレベルドメインとするサブドメインにて公開すること。サブドメインに使われる文字列は甲と乙の調整の上決定するものとする。

ウ システム基本要件

OS はMicrosoft Windows 等の一般的に利用されているものとする。

エ クライアント環境

インターネットを経由してブラウザのみで利用可能とし、専用ソフトウェアのインストールが不要なシステムとすること。また、甲所有の PC を使って職員が作成・更新・管理業務が行えること。

【甲所有の PC に関する概要】

項目	仕様
OS	Windows 11 Pro
CPU	インテル® Core™ i5-1135G7 プロセッサ
メモリ	8GB
ストレージ	265GB SSD
ブラウザ	Microsoft Edge
その他	14.0 型 WUXGA マルチタッチ対応液晶ディスプレイ

オ CMS サーバへの接続

甲所有の PC から CMS サーバへの接続の際は、ID、パスワード認証にてログインを行うこと。ID の発行数は 2 アカウント程度とする。ID の発行数及び各 ID の権限の設定については、業務開始後に甲及び乙による調整の上決定する。

カ ライセンス費用

ユーザー数やページ数の増加による、追加のライセンス費用が発生しないこと。

キ 対応要件

利用者の閲覧ブラウザは Microsoft Edge 及び Google Chrome、Firefox、Safari 等の最新版、OS (バージョン) は Windows (11 以上)、Mac OSX (最新バージョン)、Android (12 以上)、iOS (16 以上) に対応し、パソコン、スマートフォン、タブレット等も含む媒体で正常に表示されること。

また、委託期間中のプラットフォームのアップデートに対応すること。

ク サイト要件

サイトを制作する際は、以下の点について配慮すること。

- ①サイトは、PC、スマートフォン及びタブレットで閲覧されることを前提に、レスポンシブウェブデザインで設計すること。
- ②サイトは、HTML、CSS、JavaScript、PHP など一般的に広く利用されている技術を用いて制作すること。
- ③個人情報保護に関する法律に準拠した仕様とすること。
- ④サイトにおける分析項目は、甲と乙の協議の上決定し、全分析項目において、新サ

イト公開前までに動作確認を行うこと。少なくとも、サイトの閲覧回数、サイト掲載動画視聴回数を分析できるよう、Google Analytics や Google Tag Manager を用い、設定すること。

- ⑤サイトの公開前に、脆弱性診断を行い、適切な処置を講じるとともに結果を県に報告すること

(2) システム動作環境要件

ア サイトの稼働に関する要件

- ①24時間365日の稼働を行うこと。ただし、何らかの原因によりサービスが停止する場合には、復旧又は代替手段を用意し、サービスの利用に支障がないようにすること。
- ②セキュリティパッチの適用等、一時的にサービスが停止する恐れがある場合には、アクセスの少ない時間帯に実施するほか代替システムを用意するなど、可能な限りサービスの停止を防ぐ対策を施すこと。

イ SSL通信に対応する要件

①ソフトウェアに関する要件

ソフトウェアの環境は、性能や構成、保守内容や体制等を具体的に示した乙の提案に基づき甲と協議の上決定する。なお、稼働に必要な全てのソフトウェアのインストールと初期設定を行うこと。

②ネットワークに関する要件

インターネット経由での利用を想定したシステムにすること。

③セキュリティ対策に関する要件

外部からのアタック等の不正アクセス、内部からの不正操作に関する十分なセキュリティ対策を施し、そのセキュリティ効果が劣化しないよう保守業務を行うこと。

また、ログイン・ログアウトの履歴は操作ログ情報として保管し、不正に消去・改ざんされない仕組みを有すること。

(3) サーバの基本要件

ア サイト運営に必要なサーバ（容量その他サイト運営に必要なスペックを考慮したものとする。）は受託者において確保し、必要な初期設定を行うこと。

イ 確保したサーバについて、部外者からサイトを改ざんされないよう情報セキュリティ上必要な措置を講じること。

また、突然の電力トラブル時に不具合を発生させないようなサーバとすること。

ウ コンピュータウイルス対策を講じていること。

エ アクセスログの記録及び解析ができること。

オ ウェブサーバは、利用者が静的ページについて1秒以内、動的ページについて2秒以内を目安に、ページを開くことができるようデータの送信が行えること。

カ SSLサーバ証明書を利用できること。

キ システムの運用時間は、24時間365日（うるう年は366日）を前提とすること。

ク バックアップ（コンテンツ・データベースのバックアップも含む）は、サーバごとに月2回程度（2週間に1回以上）自動的に実行することとし、障害発生時には最新のバックアップのデータに復元できること。

- ケ 独自の脆弱性検査を契約期間中1回以上実施し、サイトの安全性を確認すること。
- コ サーバの契約・利用に係る初期経費及び当該年度のサーバの利用料は、委託料に含まれるものとする。
- サ SSLサーバ証明書の取得及び適用費用は委託料に含まれるものとする。
- シ レンタルサーバの解約時には、レンタルサーバ上のデータを消去すること。
- ス その他、サーバの選定にあたっては別記1「公開ウェブサーバの調達・運用管理等に係る基本的事項」に記載の内容を網羅すること。

(4) サービス提供に関する要件

ア 障害管理

- ①障害への対応については、甲と調整を行い、システムをはじめとする各種ソフトウェアの復旧対応及びデータの復旧作業を行うこと。
- ②障害事後対策として、収集した障害情報をもとに原因を分析し、同様の障害が発生しないように是正措置・予防措置を講じること。
- ③甲からの障害連絡を受けられるように連絡体制を整備すること。なお、連絡窓口は一つとすること。

イ 運用支援

導入後の操作方法やシステム運用等に関する技術的問合せに対応すること。

8 CMS 要件

導入するCMSはWordPressとする。なお、最新の情報を迅速に提供するため、甲と協議の上、サイト運営の専門的な知識がない人でも情報更新を行うことができるようにすること。

また、CMSソフトウェアに必要なセキュリティパッチを適用し、脆弱性が発見された場合は、速やかに対応すること。ウイルス対策ソフトウェアは常に最新の定義ファイルに更新すること。

(1) 機能要件

7(1)キに記載した環境において、支障なく利用できるようにすること。

また、導入するプラグインについては乙の提案に基づき甲と協議の上決定する。

(2) CMS 操作等のサポート

サイト公開後から契約期間満了まで、甲からのCMSの操作・機能に関する問合せに対応すること。

(3) SEO 対策の実施について

ア 県内の農業者や農業を志向する学生等に対する情報発信の効果を最大化しうるSEO(検索エンジン最適化)対策を実施するものとする。

イ 県民の興味・関心から類推される検索キーワードの検索回数を参考に抽出し、各ページのタイトル、H1、パンくず等に、適切なSEO対策を実施するものとする。

ウ イの実施に当たり、Google Search Consoleなどを活用し、Googleにおけるインデックス状況、クローリング状況を定常的にモニタリングするものとし、インデックス、クローリングに問題がある場合には速やかに修正するものとする。

エ Google Search Consoleに対してウェブサイトの情報を適切に登録するSitemap.xmlの製作も上記ア～ウに含むものとする。

9 サイトの運用・保守管理

(1) 保守要件

サイトの運用開始から契約期間満了日までの運用・保守作業は、本業務内で行うこと。

(2) 保守業務内容

ア システムの安定的運用を図るため、ソフトウェアに関して定期的な保守及びメンテナンス（不具合修正に係るアップデート）、コンテンツやデータベース等の改ざんの有無のチェックを行うこと。

イ システム及びシステムの稼働に伴い継続的に必要となるソフトウェア製品のライセンス提供（保守費用も含む。）、管理を行うこと。

ウ 使用する全てのソフトウェアのバージョンアップに関しては、その適用の判断に必要な調査・評価を行い、甲と協議の上、提供及び適用作業を行うこと。

なお、実施の際には、類似環境による適用テストを行った上で本番環境へ適用すること。

(3) 障害管理

ア 障害発生時は、栃木県庁の開庁日・開庁時間内で対応を実施すること。

なお、乙の営業時間外（深夜、休日を含む。）の対応については、事前に甲と対応方針を協議すること。

イ 障害への対応については、障害等の原因や影響範囲、対応方針、復旧見込み等について、逐次速やかに甲の担当者へ連絡・調整を行い、システムをはじめとする各種ソフトウェアの復旧対応及びデータの復旧作業を早急に行うこと。

ウ 障害の発生状況、対応内容等の履歴を記録・管理すること。

エ 障害事後対策として、収集した障害情報を基に原因を分析し、同様の障害が発生しないように是正措置・予防措置を講じること。

オ システム稼働後1年間のシステム瑕疵については、技術的問題点の調査及び必要なプログラム修正等は無償で行い、関連するドキュメント類の修正も行うこと。

カ 甲からの障害連絡を受けられるように連絡体制を整備すること。

なお、連絡窓口は一つとすること。

キ 利用者向けに適切な障害情報の発信が可能な仕組みを設けること。

(4) 運用支援

ア 運用開始後の操作方法やシステム運用等に関する技術的問合せについて、乙の営業時間内において対応すること。

イ 運用開始後はアクセス分析を行い、レポートを提出すること。

(5) 保守運用期間

保守運用期間は、接続テスト開始日から令和9(2027)年3月31日までを基本とする。

(6) 契約終了時の適切なデータ等の消去等

本契約の完了又は解除により業務が終了する場合、乙は契約満了日までにサイト運営に必要なデータの引継ぎ業務を無償で行うこと。

10 その他

サイトの周知を目的としたリーフレット等の広告物の作成やコンテンツ充実を目的とした記事作成等の独自の提案は妨げない。

ただし、これらの提案は本業務の必須事項ではなく、その採否、実施内容については別途協議の上決定するものとする。また、実施する場合においては、原則として本業務委託料の範囲内で対応可能な内容とすること。

11 セキュリティ対策要件

全般的なセキュリティ対策については、「栃木県情報セキュリティ基本方針」、「栃木県情報セキュリティ対策基準」及び総務省が公表する「スマートシティセキュリティガイドライン（第3.0版）」を遵守し、成果品に潜在的なセキュリティの脆弱性を生じることがないように、必要な対策を実施すること。

なお、「栃木県情報セキュリティ対策基準」は非公表としているが、その内容は総務省が公表する「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に準拠している。

12 スケジュール

サイトの構築に当たっては、以下スケジュールを目安に取り組むものとする。

スケジュール	内容
契約～8月	要件定義・設計
8月～12月	サイト制作
令和9(2027)年1月	接続テスト、保守・運用開始
2月	総合テスト
3月	実装 ※3月中の実装を必須とする。

13 成果物

以下に示す成果物等を提出時期までに納入すること。

なお、提出時期の具体的な期日は、実施計画書作成時に甲と調整の上、決定する。

業務	提出物	内容	形式等	提出時期
共通	業務計画書	技術提案書を基に具体的な業務内容をまとめた資料	電子データ	契約の日から1週間以内
	サイト制作状況報告書	本仕様書に示すサイト制作・構築の要件に対する対応状況を整理し、制作・構築の進捗状況を報告する資料	電子データ	令和8(2026)年12月末目安（接続テスト開始前。主要ページの制作及び基礎的な構築作業が完了した段階）

	業務完了報告書	本仕様書に示されている全ての要件が実現されていることを確認した上で、業務の完了を報告する資料	電子データ	令和9(2027)年3月31日
	議事録	会議や打合せの議事録	電子データ	実施後1週間以内
	アクセス分析レポート	サイトの運用開始後のアクセス状況についてまとめた資料	電子データ	甲と調整の上決定
サイトの設計・ページデザイン・システム開発及び運用・保守管理	要件定義書	甲の要求事項の実現内容をまとめた資料	電子データ	要件定義段階
	システム設計書	概要設計、基本設計、詳細設計等の各種システム構築に際して行う設計をまとめた資料	電子データ	設計段階
	サイト構造設計書	甲の要求事項に基づき、サイト構造を設計した資料	電子データ	運用開始前
	運用体制表	運用・監視の体制、緊急連絡先等の情報や連絡フローが記載された資料	電子データ	運用開始前
	ソフトウェアライセンス証書一式	本業務で納入するソフトウェア(ミドルウェアを含む。)のライセンス証書一式	-	納入時
	保守・運用管理報告書	保守・運用に係る仕様等をまとめた資料	電子データ	令和9(2027)年3月31日

※その他、本業務実施に当たり、作成した資料については、原則、納入するものとする。

14 委託料の支払い

本業務完了後の精算払いとする。

15 納入場所及び検査

- ・納入場所は、栃木県農政部農政課とする。
- ・乙は、本業務完了後、業務完了報告書を甲に提出して、甲の検査を受けるものとする。
- ・甲は、必要がある場合には、乙に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができるものとする。

16 その他

- ・本業務の履行期間中は、業務経過内容全般を常に把握している担当技術者を置き、本業務の

円滑な実施のために定期的に甲と連絡調整を行うこと。

- ・乙は、本業務の実施に当たり、栃木県会計規則、個人情報の保護に関する法律その他関係法令・条例等を遵守すること。
- ・乙は、本業務の実施に当たり、知り得た個人情報の取扱いについては、別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- ・乙は、本業務の実施に当たり、甲の信用を損なう行為や不名誉となるような行為をしないこと。
- ・甲は、乙に本仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合には、再履行の実施を命じ、又は契約を解除し、若しくは損害賠償を請求することができるものとする。
- ・契約に当たり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。その場合、事前に再委託範囲及び再委託先を提示し承認を得ること。
- ・再委託範囲は、乙が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は乙の責任において解決すること。
- ・著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、原則、甲に帰属する。成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合、乙は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。
なお、これらの手続を怠ったことにより、著作権との権利を侵害した場合は、乙は、その一切の責任を負うこと。
- ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは甲乙協議の上、定めることとする。
- ・上記に関わらず、本仕様書に明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。
- ・乙は、本業務の実施に当たり、別記3「デジタルプロモーション等実施時における留意事項」の該当する項目を実施すること。
- ・乙は、本業務の実施に当たり、別記4「情報セキュリティ特記事項」を遵守すること。

別記 1

公開ウェブサーバの調達・運用管理等に係る基本的事項

本事項は、ウェブサイト等を構築する際の公開ウェブサーバの調達・運用管理等に係る基本的な事項を示すものである。

なお、本事項に記載のない事項についても、最適なソリューション、最新技術を利用することにより「費用対効果が高い」、「高度なセキュリティ対策が可能」などと考えられる場合は、甲と協議し承認を得た上で、実施することができるものとする。

1 基本方針

- (1) 栃木県情報セキュリティポリシーに適合するセキュリティ対策を講じること。
- (2) ドメインについて、原則として甲のサブドメインを活用すること。
- (3) ウェブサイト公開時は常時 SSL 化することとし、http 通信は https 通信にリダイレクトする等の対応を検討すること。
- (4) ウェブサイトの要件（利用目的、公開コンテンツ、公開期間等）に応じた可用性やイニシャルコスト・ランニングコストを含めた費用対効果の高い構成を検討すること。

2 サーバ要件

- (1) 原則、公開するウェブサイト専用のサーバを利用すること。（ネットワークの庁内・庁外、構築サーバの物理・仮想の別は問わない。）
- (2) ウェブサイトの運用に当たり、サーバ OS・ミドルウェア等のサポート対応、アップデート等が適時実施され、脆弱性対応等、セキュリティ対策が実施できるサービス形態であること。
- (3) 構築事業者又は運用保守事業者以外の者（レンタルサーバ事業者）が提供するレンタルサーバ等を利用する場合は、甲にサービスについて説明を行い、認められた場合のみサービスを利用すること。
- (4) 甲のサブドメインの利用設定、個別の SSL 証明書のインストールができること。
- (5) 乙は、自ら公開ウェブサーバが安全な状態であるか（脆弱性の有無）を確認できる状態でウェブサイトを公開すること。
- (6) 公開ウェブサーバについて、常に死活監視を行う仕組みや環境をもつこと。
- (7) セキュリティ対策について、公開ウェブサーバが利用する機能（利用者がサイト上で行う情報入力やファイルのアップロードの機能等）や公開する情報の性質等を踏まえ、適切なセキュリティ対策を検討の上、甲に提示し承認を得た上で、確実に実装すること。

（セキュリティ対策の機能例）

不要な通信の制御やサーバへの攻撃等を検知する仕組み（ファイアウォール、IDS（Intrusion Detection System）、IPS（Intrusion Prevention System）、WAF（Web Application Firewall））、認証機能、リバースプロキシ等

なお、庁内にサーバを置く場合（栃木県共同利用型基盤利用を含む。）は、WAF/CDN、NTP、WSUS について、県の環境の提供を受けることができる。

- (8) アンチウイルスソフトの導入及びその他ウイルス・不正プログラム等に対するセキュリティ対策を確実に実装すること。

3 構築・運用保守要件

- (1) ウェブサイトを公開するためのシステム構成、ネットワーク構成、利用 OS、ミドルウェア、SSL 証明書の取得・確認に必要な情報等を甲に提供すること。
- (2) サーバ OS・ミドルウェア等の脆弱性情報を都度収集し、適切な脆弱性対応を行うとともに、速やかに甲に報告すること。
- (3) 乙は、ウェブサイトの構築や改修を実施した場合には、ウェブサイト公開前に当該サイトについて脆弱性チェックツール等を用いて脆弱性診断を行い、適切な処置を講じるとともに結果を甲に報告すること。
- (4) ウェブサイトの構築等を実施する際には、(独) 情報処理推進機構 (IPA) が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」や別冊「ウェブ健康診断仕様」等を確認し、適切なセキュリティ対策が講じられたウェブサイトとすること。

安全なウェブサイトの作り方 | 情報セキュリティ | IPA 独立行政法人 情報処理推進機構
(<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity/about.html>)

- (5) ウェブサイトの運用中 (公開中) は、定期的にポートスキャン、脆弱性チェックを含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性が検出された場合には、適切な処置を講じるとともに結果を甲に報告すること。
- (6) 構築サーバ、CMS 等の管理者ユーザ (管理者権限) を適切に管理し、不正アクセスを防止するための対策 (複雑性のある類推しづらいパスワードの設定、管理ページへのアクセス制限、多要素認証や二段階認証、業務従事者に対するセキュリティ教育の実施等) を講じること。
- (7) レンタルサーバ等の利用やウェブサイトを運用・保守するためにクラウドサービスを利用する場合は、取扱情報やサービスについて明らかにした上で、本県が定める外部サービス利用手順への適合について甲に確認すること。
- (8) ウェブサイトへのアクセスやアプリケーション認証などの必要なログを取得するとともに各ウェブサイトの状況に応じた必要な期間を設定してログを保存することとし、取得するログの項目及び保存期間については、仕様書に従い、又は甲に提案して承認を得ること。
- (9) 公開ウェブサーバが悪意のある者からの攻撃を受けた場合等、ウェブサイトを即時閉鎖・復旧できるような対策 (定期的なバックアップ等) を講じること。
- (10) ウェブサイト上で、利用者情報の管理や個人情報の収集等をする場合には、別記 2 「個人情報取扱特記事項」を遵守し、プライバシーポリシーを利用者が容易に確認できるようにすること。
- (11) 県等がウェブサイトに対するセキュリティ監査等を行う場合には、必要な情報の提供、レンタルサーバ事業者等関係者との調整に協力すること。
- (12) ウェブサイトの監査等により重大な脆弱性が確認された場合には、具体的な作業日を提示し必要な対策を講じること。
- (13) 上記以外の脆弱性についても、甲と協議の上、対応を速やかに検討しなければならない。

4 障害対応等

- (1) 障害発生時等の連絡先について、事前に甲に報告すること。
- (2) 当該ウェブサイトについて、セキュリティインシデントを検知した場合には、速やかに甲に報告をするとともに、対策を検討し、甲の判断を仰ぐこと。
- (3) システム障害やセキュリティインシデント等が発生した後の恒久対応について再発防止策を検討し、必要な対策を確実に実施すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(従事者の監督等)

第3 乙は、個人情報を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う個人情報の範囲を明確にしておかななければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、

その指示した方法によるものとする。

(資料等の廃棄等)

第 10 乙は、この契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報及び個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報を消去し、若しくは当該資料等を廃棄し、又は甲に引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(再委託)

第 11 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を当該第三者（以下「再委託先」という。）に求めるものとする。

3 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、再委託先にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、当該個人情報を取り扱う事務に関するすべての行為及びその結果に責任を負うものとする。

4 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(事故発生時における報告)

第 12 乙は、この契約による業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(実地調査等)

第 13 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時、実地に調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。

(指示)

第 14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

別記3

デジタルプロモーション等実施時における留意事項

1 ウェブサイト制作に関する業務

- (1) ウェブサイトを新規制作または改修するときは、「pref.tochigi.lg.jp」をトップレベルドメインとするサブドメインにて公開することを検討すること。なお、その際にサブドメインに使われる文字列は栃木県と協議の上決定すること。
- (2) ウェブサイトの検索トラフィックや掲載順位を計測するため、Google Search Consoleを導入すること。
- (3) ウェブサイトに問い合わせや予約の申し込み等のフォームを設置する場合、問い合わせフォームはjavascriptタグなどを用いたフォーム作成ツール（例：hubspot）等を用いて、ウェブサイトのドメイン内で動作するものを設置すること。
- (4) ウェブサイトにおいて、事業効果を最大化しうるSEO（検索エンジン最適化）を施工すること。なお、その際はユーザーの興味・関心から類推される検索キーワードについて、検索回数を参考に抽出し、各ページのタイトル、H1、パンくず等に、それぞれのページに適切なSEOの施工を実施すること。
- (5) SEO施工時にGoogle Search Consoleなどを活用し、Googleにおけるインデックス状況、クローリング状況を定常的にモニタリングするものとし、インデックス、クローリングに問題がある場合には速やかに修正すること。なお、Google Search Consoleに対してウェブサイトの情報を適切に登録するSitemap.xmlの制作も上記に含むものとする。
- (6) ウェブサイト（ホームページ）やランディングページなどの納品時には、タグマネジメントの設定及びGoogle Search Console、効果計測並びに広告配信のタグが正常に動くことを確認した上で納品すること。

2 Google Analyticsのアカウント管理に関する業務

- (1) 本事業に関連するウェブサイトには、「本業務用Google Analytics」の活用を必須とする。なお、ウェブサイトの新規制作時においては、制作事業者が「本業務用Google Analytics」を導入し、必要な権限の付与を実施すること。
- (2) 複数のウェブサイトを統合する場合や既存のウェブサイトを大幅に改修する場合等における既存のGoogle Analyticsの活用または新規導入については、栃木県と適宜検討すること。
- (3) 「本業務用Google Analytics」上で、本事業における目標設定を行うこと。また、最終レポートには、結果の分析・改善策を必ず記載すること。
- (4) 各種アカウント作成時には、内容について栃木県の承認を得ること。また、本事業において作成したアカウントについては、事業完了後に一切の権利を栃木県に譲渡すること。

3 栃木県Googleタグマネージャーの管理に関する業務

- (1) 本事業に関連するウェブサイトには、Google Analytics等の各種計測タグ、リマーケティングなどの施策に関わるタグを導入する際は、栃木県が別途指定する「栃木県Googleタグマネージャー」を活用し、その管理を行うこと。

- (2) 受託者は、施策におけるタグ活用が確実に行われるよう、「栃木県Googleタグマネージャー」でのタグ、トリガーアクションの設定及びタグの発火テストを実施し、その内容を栃木県に報告すること。
- (3) 各種設定には、内容について栃木県の承認を得ること。また、「栃木県Googleタグマネージャー」での設定については、事業完了後に一切の権利を栃木県に譲渡すること。

4 適正なデジタルプロモーションの実施

- (1) 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。
- (2) 栃木県が別途指定するデジタルマーケティングルール設定シート (DMシート) に基づき、各広告媒体タグのパラメータの設定及びデータの蓄積を行うとともに、「本業務用Google Analytics」で取得した数値を施策効果として報告すること。
- (3) 本事業に関連するウェブサイトには、同ウェブサイト内に栃木県が指定するリマーケティングタグを設定し、広告経由訪問者データを蓄積すること。なお、タグの設定は、原則として「栃木県Googleタグマネージャー」のコンテナ内で行うこと。
- (4) 本事業に関連するウェブサイトにおいて、プロモーションの目標に相応しいイベントを設定し、計測すること。必要に応じて、媒体タグでの計測も実施すること。
- (5) 広告運用開始後一週間以内に、本事業において取得すべきデータが取得できていることを確認し、栃木県へ報告すること。
- (6) 広告運用における透明性確保のため、広告アカウント管理画面に対するアクセス権を栃木県へ付与すること。なお、MCCなどを用いることが出来る場合は、栃木県MCC (マイククライアントセンター) とリンクすること。
- (7) 広告アカウントは、本事業用に新規に取得すること。

5 Google広告を利用する場合

- (1) Google広告アカウントを栃木県MCC (マイククライアントセンター) 及び「本業務用Google Analytics」とリンクすること。
- (2) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、栃木県の指定する方法に従い運用すること。
- (3) Googleが提供する無料調査 (「ブランドリフト効果測定」等) が利用できる場合には、栃木県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。
- (4) リスティング広告 (検索連動型広告) を実施する場合は、ディスプレイネットワークを含める設定を除外すること。

6 Yahoo!広告を利用する場合

- (1) Yahoo!広告アカウントを栃木県MCC (マイククライアントセンター) とリンクすること。
- (2) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、栃木県の指定する方法に従い運用すること。
- (3) Yahoo!Japanが提供するデータソリューションなど、デジタルマーケティング支援サービス

などを利用する場合には、栃木県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

7 SNS広告を利用する場合

- (1) SNS広告アカウントを栃木県公式SNSビジネスマネージャや栃木県が指定するSNSページとリンクすること。
- (2) SNS広告を実施する場合は、栃木県に対して当該SNSのアナリストの権限を付与すること。
- (3) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、栃木県の指定する方法に従い運用すること。

8 動画制作・動画広告を実施する場合

- (1) 栃木県が今後もデジタルプロモーションを行うこと考慮し、動画視聴者のアクセス情報（動画視聴者リマーケティングリスト等）を蓄積すること。
- (2) YouTubeを利用する場合、YouTubeチャンネルへの掲載にあたっては、動画タイトル、動画説明文、タグ、カテゴリ、公開範囲及びサムネイル等の必要な設定を行うとともに、効果的なSEOを施工すること。
- (3) 動画視聴に関するデータや効果的な広告手法を検討するため、Google広告を利用する場合は、YouTubeチャンネルとGoogle広告アカウントをリンクさせること。

9 その他

- (1) 広告運用に利用する各媒体のプライバシーポリシーを遵守すること。
- (2) 事業実施により取得したCookieと受託者が保有する情報を結びつけて、個人情報（個人データ）とならないように留意すること。
- (3) デバイスフィンガープリントなど、端末情報、ブラウザ情報、通信環境などの複数の要素を掛け合わせ、推定IDを生成する目的でのJavaScriptタグの設置は原則禁止とする。ただし、サイバーセキュリティ対策、不正アクセスの検知、および広告不正クリック対策（アドフラウド対策）を目的としたものはこの限りではない。

別記4

情報セキュリティ特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、甲が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に係る栃木県情報セキュリティ基本方針、栃木県情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順の項目を遵守して、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

(業務の責任者及び従事者)

第2条 乙は、情報セキュリティ対策を適正に実施するために必要な体制を整備し、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、甲に書面で報告しなければならない。

(作業場所の特定)

第3条 乙は、委託業務の作業場所を特定し、特定した場所以外で作業を実施してはならない。

2 乙は、特定した場所をあらかじめ甲に届け出なければならない。作業場所を変更する場合も、同様とする。

3 乙は、特定した作業場所から、委託業務に関連した情報資産を持ち出してはならない。ただし、この契約による業務を処理するために必要な場合において、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(情報へのアクセス)

第4条 乙は、この契約によりアクセスを許可された情報の種類と範囲、アクセス方法を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた情報資産を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う情報の範囲を明確にするとともに、情報に対するアクセス権限を必要最小限の範囲で適切に設定しなければならない。

(技術的安全管理措置)

第5条 乙は、情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して、甲から提供を受けた情報資産を取り扱う場合（インターネット等を通じて外部と送受信等する場合を含む。）、技術的安全管理措置として、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) アクセス制御
- (2) アクセス者の識別と認証
- (3) 外部からの不正アクセス等の防止
- (4) 情報システムの使用に伴う漏えい等の防止

(教育の実施)

第6条 乙は、この契約による業務の従事者及び関係する役員等に対し、この情報セキュリティ

特記事項（以下「この特記事項」という。）その他この契約で定められた乙が遵守すべき事項を周知するとともに、情報セキュリティに対する意識の向上、その他この契約による業務の適正な履行に必要な教育を実施しなければならない。

（秘密の保持）

第7条 乙は、次の各号に掲げる情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、第三者に提供（口頭又は閲覧による提供を含む。以下同じ。）し、又は漏えいしてはならない。

- （1）甲から秘密である旨を明示されて提供を受けた有形無形の情報
- （2）この契約による業務に関して知り得た有形無形の情報

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に該当しない。

- （1）甲から提供を受けた時点又はこの契約による業務に関して知り得た時点で、既に公知の情報
- （2）甲から提供を受けた後又はこの契約による業務に関して知り得た後、乙の責めに帰すべき事由によらないで公知となった情報
- （3）甲から提供を受けた時点又はこの契約による業務に関して知り得た時点で、既に乙が正当な手段で入手し、保有している情報であって、この契約とは別に秘密保持の対象となっていないもの
- （4）甲から提供を受けた情報又はこの契約による業務に関して知り得た情報によらないで、乙が独自に創作した情報

3 乙は、甲から秘密である旨を明示されて提供を受けた情報について、この契約による業務を処理するために知る必要のある自己の役員及び従業員を特定し、それらの者以外に提供し、又は漏えいしてはならない。

（目的外利用の禁止）

第8条 乙は、甲の指示がある場合を除き、秘密情報をこの契約の目的以外の目的のために利用してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第9条 乙は、甲から秘密である旨を明示されて提供を受けた情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（第三者への秘密情報の提供）

第10条 乙は、第7条の規定にかかわらず、この契約による業務を処理するために必要な場合において、甲の承諾を得たときは、秘密情報を第三者に提供することができる。

2 乙は、前項の規定により秘密情報を第三者に提供するときは、当該第三者に対し、この特記事項で定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を負わせるものとする。

3 乙は、第1項の場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、その必要の限度において、秘密情報を第三者に提供することができる。

- （1）法令に基づき提供が求められた場合

(2) 合理的な理由により、弁護士、会計士、税理士その他乙に対して本契約に基づき乙が甲に負うのと同様以上の秘密保持の義務を負う者に対して提供する場合

4 乙は、前項の規定により秘密情報を提供するときは、予め（やむを得ない場合にあっては、提供後速やかに）甲に対し、当該提供する内容を通知しなければならない。

(再委託)

第11条 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による業務を自ら行い、第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 この契約による業務を第三者に再委託する場合において、乙は、当該第三者（以下「再委託先」という。）にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果に責任を負うものとする。

3 この契約による業務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(資料等の返却、廃棄等)

第12条 乙は、この契約による業務において取り扱った情報資産及び甲から提供を受けた情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、甲の指定した方法により、甲に返却し、又は抹消し、若しくは廃棄しなければならない。

2 乙は、この契約による業務に関して、乙自らが収集し、又は作成した情報及び情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、甲の指定した方法により、甲に引き渡し、又は抹消し、若しくは廃棄しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第13条 乙は、甲から、この契約に基づき乙が実施する情報セキュリティ対策の履行状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 乙は、情報セキュリティインシデントが発生したとき、その他情報セキュリティ上の懸念事項を把握したときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

3 乙は、情報セキュリティ対策の履行状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

第14条 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために実施している情報セキュリティ対策の状況について、乙及び再委託先について、監査又は検査を行うことができる。

(指示)

第15条 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために実施している情報セキュリティ対策について、不相当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(情報セキュリティインシデントの公表)

第16条 甲は、この契約による業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じ、当該情報セキュリティインシデントを公表することができる。

(契約解除)

第17条 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を履行しない場合は、契約の解除をすることができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により乙に損害が生じた場合であっても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできない。

(損害賠償)

第18条 甲は、乙若しくは再委託先が、故意又は過失によりこの特記事項の内容に違反したこと、又は怠ったことにより、甲に損害が発生したと認めるときは、乙に対し、損害賠償の請求をすることができる。第10条第1項の規定により乙が秘密情報を提供した第三者が秘密保持義務に違反したことにより甲に損害が発生したときも、同様とする。

(存続条項)

第19条 第7条、第8条、第9条、第10条、第18条、第20条、第21条及び本条は、この契約が終了し又は解除された後も、引き続き効力を有する。

(裁判管轄)

第20条 この特記事項について訴訟等を行う場合は、宇都宮市を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を合意による専属的裁判所とする。

(疑義等の決定)

第21条 この特記事項に定めのない事項及びこの特記事項に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。